

## 平成 22 年度事業計画

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

### はじめに

派遣労働者にとっては、多様な働き方の選択肢の一つとして、働く人が安心して派遣という働き方を選べるよう、また、派遣先にとっても、需要の多寡に応じて、柔軟な対応ができるよう、派遣の果たしているエージェント機能、失業予防・雇用創造効果を積極的に社会に PR する。これにより人材派遣業界の社会的信頼性の向上と持続的な成長、業界の健全な発展を期する。

ところで、一昨年の派遣村騒動等、労働者派遣事業に対し、正しい理解に基づかない報道も多く、労働者派遣事業に対して相変わらず、逆風が吹いている。特に昨年末の政府の緊急雇用対策の中で、政府自らが「今年の年末年始に、求職者の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく・・・」とする表現を使用しているのは、遺憾である。

我々としては、繰り返し説明を行い、労働者派遣事業の実態を正しく理解していただくよう活動を強める。

一方、昨年度当協会会員 7 社に対して、労働者派遣法違反を理由に労働者派遣事業改善命令が出されたことを、当協会としては厳粛に受け止め、会員一丸となってコンプライアンスの強化に努める。

事業の執行に当たっては、会員の事業運営が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、より精査をすることとともに効率化に努める。併せて予算の執行状況管理を強化し、必要な事業については、予算の範囲内で機動的な重点的執行に努める。

#### 1. 労働者派遣事業理解促進活動の強化

派遣の実態に合わせた制度改革を求めていくために昨年 6 月に策定した「労働者派遣法改正に向けての（社）日本人材派遣協会の基本的考え方」に基づき、当方から積極的に派遣のあるべき姿について提案していく。行政、立法へのロビー活動と共に報道機関の理解を促進するために論説委員との懇談会を継続的に開催する。

また、日本労働組合総連合会（連合）とも定期的な会合を持ち、労働者派遣事業についての理解促進を図るとともに、派遣労働者が安心して働ける環境整備に向けた協議を継続する。

一方で、制定後 25 年が経過する労働者派遣法の改正・見直しは適宜行われてきているものの、時間経過と共に実態と乖離し、制度疲労も生じていると考えている。

したがって、実態を反映した万人に理解できる簡潔な労働者派遣法の制定を目指す。まずは人材派遣業界各社のコンプライアンスを再強化し、厚生労働省当局の派遣適正化プランの実施を受けて「専門 26 業務と自由化業務」の見直しの具体化を要望していきたい。

#### 2. 労働者派遣法見直しへの対応

現在、労働者派遣法改正案が国会に上程されているが、法案審議を慎重に見極め、政省令等の改正動向を注視しつつ、日本経済団体連合会・全国中小企業団体中央会等との連携を図りながら、規制強化が行き過ぎないように法改正の動きに対応する。

#### 3. 労働者派遣法改正に向けた協会広報活動

労働者派遣法改正等を見据えて、協会の主張を継続的に社会に広報するために、あらゆる手段を用いて、広報活動を強化する。

#### 4. 地域協議会との連携強化

派遣のイメージアップ、社会的信頼性確保のための向上活動に広がりを持たせるため、草の根活動として地域協議会の活動を活発化させる。そのため各地域協議会と協会との連携を一層強化する。その一環として、地域協議会会長会議を年 2 回開催する。

## 具体的事業計画

### 1. 会費の徴収方法の変更と事業の整理

昨今の経済情勢を考慮して、平成 21 年度に引き続き、平成 22 年度も、平成 20 年度の派遣売上高に 0.8 を乗じた金額をもとに会費を算定することとする。これに伴い、事業の見直し及び業務執行の効率化を進める。

### 2. 派遣労働者支援に関する調査研究

派遣スタッフにとって、より一層働きやすい環境を整備するため、今年度は当面、昨年度検討した交通費非課税問題、子育て支援等についての調査・研究を行う。

### 3. 派遣スタッフ Web アンケート ー1 万人調査ー

派遣のポジティブ情報を収集し、客観的なデータを確保するため、派遣で働く人達の就業条件や満足度、希望する働き方等の派遣就労の実態や意識について調査する Web アンケートを 3 年前から実施している。今年度の実施に当たっては、保険への加入率等について、より実態が把握できるよう調査項目の見直しを検討する。調査結果については、派遣業界の実態を理解していただき、派遣に対する認識を高めていただくために、引き続き社会一般に Web で公表する。

### 4. 広報 PR 活動の展開

#### (1) 「haken+」の発行

平成 21 年度同様、年 4 回（6, 9, 12, 3 月）に会員向け情報誌「haken+」（P20、全ページカラー）を発行する。特集内容は、時宜を得たものを発行 4 ヶ月前から委員によって決定し、統計データの収集/識者へのインタビュー/座談会の開催/会員調査などをベースに記事を構成する。平成 22 年度の発行部数は、各回約 6,500 部とする。

#### (2) 「人材派遣データブック 2010」の発行

平成 22 年第 2 四半期を目処に「人材派遣データブック 2010」を発行する。従来の装丁を踏襲し A4 ムック版、コンテンツ構成も継続性を重視した誌面づくりを心掛ける。

### 5. 派遣元責任者講習の実施

昨年度の派遣元責任者講習は大都市以外の受講者数が減少した。今年度については派遣元責任者講習に係る要件が 3 年以内の受講に改められたこと、派遣業の売上高が減少していること等を踏まえ、開催地域及び定員数の見直しを行った（別紙 3:P.26）。

### 6. 相談センターの運営

派遣労働者、派遣元、派遣先からの相談及びクレームに対応するための相談センターについて、電話による相談が大半であること、相談件数が減少していること等を踏まえ、

9 月末をもって名古屋と大阪を廃止し、東京だけの設置とする。また、10 月以降は、東京の労働者派遣事業アドバイザーの人数も減少させ運営する（昼休みや夜 7 時まで受け付け、キャリアカウンセリングにも対応する体制は継続する）。

## 7. 各種セミナーの開催

### (1) 改正労働者派遣法セミナー及び人材育成ナレッジアップセミナー（東京、地方）

労働者派遣法の改正が予定されていることから、法改正内容の周知徹底と、改正のポイントを解説しこれに対応した協会の取組みを広く周知するセミナーを開催する。

また、派遣元社員（派遣スタッフフォロー担当者）を対象とし、メンタルヘルスの基礎知識や実務で役立つコミュニケーションのコツ等、派遣スタッフのフォロー時に必要とされる知識・能力を身につけるためのセミナーを開催する。

### (2) 派遣先対象セミナー（東京、地方）

コンプライアンスの向上と派遣法の遵守には、派遣先の理解と協力が不可欠なため、昨年度に引き続き派遣先の人事担当者等を対象に、労働局と連携し派遣先セミナーを年 4 回（東京 2 回、大阪、愛知各 1 回）開催する。

### (3) シンポジウムの開催（東京）

昨年度に引き続き「人材派遣の未来を語るシンポジウム」シリーズ第 2 弾、－労働者派遣法改正の影響（仮称）－をテーマに、労働者派遣法改正が、実際に派遣元・派遣先・派遣労働者にどう影響し、協会はこれにどう取り組むのか、経済動向等も踏まえつつ、派遣のあるべき姿について有識者等に検討していただく。

### (4) メンタルヘルスケア推進担当者養成講座（トライアル）（東京）

メンタルヘルスケア推進担当者を育成するためのセミナーを開催する（会員限定）。

なお、カリキュラムは厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年 3 月 31 日）」に基づいた「メンタルヘルスケア推進担当者研修カリキュラム」を派遣業界向けに特化したものとする。

## 8. 派遣スタッフフォローハンドブック（メンタルヘルス編）の作成

日々の業務にも役立つメンタルヘルスに関しての派遣スタッフフォローハンドブックを派遣元社員向けに作成する。内容は派遣業界向けに特化したものとする。

## 9. 人材派遣健康保険組合との連携

当協会が母体となって設立した人材派遣健康保険組合の諸活動に協力する。

## 10. 健康診断

昨年に引き続き、会員に健診医療機関を斡旋する（年 1 回）。

## 11. 四半期別「労働者派遣事業統計調査」の実施

「労働者派遣事業統計調査」の安定運用を図る。

## 12. CIETT（国際人材派遣事業団体連合）関連の活動

### (1) CIETT 世界大会への参加

2010年のCIETT世界大会は、ブラジルのサンパウロにて、5月26～28日に開催され、当協会からも参加の予定。

### (2) 第5回CIETTアジア/太平洋地域会議への参加

KOSA((사)한국 HR 서비스산업협회/Korea HR Staffing Association) CAFST(中国对外服务工作行业协会/China Association of Foreign Service Trades)の2協会とのアジア/太平洋地域会議が、今年度は10月22日に韓国・ソウルで開催される。当協会からも参加の予定。

### (3) CIETT 理事会への参加

2011年2月頃、ベルギーのブリュッセルで開催予定。当協会はアジア/太平洋地域を代表して参加する予定。

## 13. 産業別高齢者雇用推進事業の実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構より受託した、労働者派遣業界における高齢者雇用推進のガイドライン作成とその広報活動（公開セミナー）を実施する。

## 14. 派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業への参加

厚生労働省労働基準局安全衛生部が実施する、卸売・小売業を対象とした派遣労働者の安全衛生管理の定着・徹底を図るためのマニュアル作成及び研修会開催の事業に参加協力する。

## 15. 首都圏近郊におけるエイジフリー社会に向けた雇用・社会活動に関する研究会への参加

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構が開催する同研究会に参加し、首都圏の高齢者派遣実態について研究する。

## 16. 派遣労働者の労働条件改善事業調査研究会への参加

厚生労働省労働基準局監督課が実施する同研究会において、派遣労働者の労働条件の改善に資する就業規則のモデル例の開発・普及を行なう。

## 17. 「協会のご案内」のリニューアル

「協会のご案内」について改訂を行う。

## 18. 協会ホームページのコンテンツの充実

派遣元責任者講習コンテンツを刷新する。

## 19. 協会のITインフラ整備

Webサーバ及びメールサーバ等の仮想化によるハードウェアの統合により維持費削減、保守・セキュリティ面の向上を行う。

以上

## 平成22年度派遣元責任者講習実施計画

開催時期	開催地	受講予定者数	開催時期	開催地	受講予定者数
平成22年 4月	大阪府	360名	10月	東京都	420名
	東京都	420名		大阪府	360名
	愛知県	240名	11月	東京都	264名
5月	宮城県	225名		宮城県	196名
6月	東京都	420名	12月	広島県	180名
	大阪府	360名		福岡県	238名
	福岡県	238名	平成23年 1月	愛知県	240名
7月	東京都	300名		東京都	420名
	岡山県	216名	2月	大阪府	360名
8月	北海道	180名		宮城県	196名
	愛媛県	120名	3月	東京都	420名
	東京都	300名			
9月	愛知県	240名			
上半期 計	13回	3,619名	下半期 計	11回	3,294名
			合 計	24回	6,913名

地域別開催回数 (案)	
東京都	8回
大阪府	4回
愛知県	3回
北海道	1回
宮城県	3回
岡山県	1回
広島県	1回
愛媛県	1回
福岡県	2回
合計	24回